

# すすめるげん

県がすすめている取り組みを紹介します!

## 一人で悩まず、消費生活センターに早めの相談を!

誰もが巻き込まれる可能性がある消費者トラブル。困ったときの相談窓口「長崎県消費生活センター」では、専門の相談員がトラブル解決を支援します。一人で悩まず、まずはご相談ください。

### 消費生活センターってどんなところ?

#### 相談・苦情を受け付けています

消費者トラブルについて、専門の相談員が事業者との交渉方法や具体的な解決策に関する助言、交渉の手伝いなどを行います。

- 悪質商法などの被害
- 製品やサービスの事故
- 不適切な表示に関するトラブル など

#### 長崎県消費生活センター(県庁2階)

相談ダイヤル/☎095-824-0999  
平日 9時~17時 ※年末年始を除く



メール相談はこちらから

#### 消費者ホットライン(全国共通)

相談ダイヤル/☎188(いやや)  
平日 9時~17時  
土日・祝日 10時~16時

※年末年始を除く  
※最寄りの消費生活相談窓口をご案内します



消費者ホットライン188  
イメージキャラクター「イヤヤン」

#### 情報提供などを行っています

消費生活に関する情報をウェブサイトや広報誌、SNSなどで発信しているほか、消費生活支援講座などを行っています。学校などで高校生や大学生を対象とした消費者教育にも積極的に取り組んでいます。



高校での消費者教育の様子

長崎県消費生活センター公式サイト  
「ながさき消費生活館」



### 気を付けよう!最近増えている消費者トラブル

消費者トラブルの事例を知り、トラブルに巻き込まれないように注意しましょう。また、ご家族がトラブルに巻き込まれていないか話をしてみましょう。

#### トラブル例①

##### 【暮らしのレスキューサービスのトラブル】

自宅のトイレが詰まり、インターネット広告の料金表示に「数百円から」と記載がある業者に修理を依頼した。数分作業したが詰まりは解消されず、「他の作業も必要」と次々と提案され、最終的に50万円を超える請求を受けた。



- 極端に安い広告の表示をうのみにしないようにしましょう。
- 契約を急かされたり、次々と高額な作業を提案される場合などは作業を断りましょう。

見積業者とその場で契約したり、広告などの表示額と実際の請求額が大きく異なる場合は、クーリング・オフなどが適用できる場合があるばい!



#### トラブル例②

##### 【警察官を名乗る詐欺電話】

スマホに警察官を名乗る者から電話があり、「あなたの銀行口座が犯罪に使われている」と言われ、ビデオ通話に誘導された。ビデオ通話では警察手帳を見せられ、相手の指示に従い、銀行口座情報などを伝えた。個人情報が悪用されないか心配だ。



- 警察からと思われる電話であっても、所属や担当者名、電話番号、内線番号などを聞いた上でいったん電話を切り、警察署の連絡先を自分で調べた上で相談してください。

警察がビデオ通話で連絡を取ることはありません。怪しいと思ったら、すぐに相談しましょう。

